

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令案の意見公募の結果について

令和4年7月29日
内閣官房内閣人事局
人材確保担当

標記について、令和4年6月11日から令和4年7月11日までの間、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、5件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見と、御意見に対する考え方を取りまとめましたので、次のとおり報告いたします。

※ほかに本意見募集とは直接関係のない御意見（4件）がありました。

本政令については、意見公募した案に基づいて定められ、本日公布され、令和5年2月1日に施行されます。

NO.	意見提出者	御意見／御意見に対する当局の考え方		提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	—	御意見	「情報処理に関して必要な知識」の具体的な要件が不明確。「情報処理技術者試験に合格していること」等まで書き込むべきである。	無
		当局の考え方	本政令は、試験機関である人事院に対して採用試験の方法、試験科目、合格者の決定の方法、毎年の試験問題の作成等の基礎となるものとして採用試験により確保すべき人材に関する事項を示すものであり、具体的な受験資格、試験科目等については人事院において定めることとなります。	
2	—	御意見	この政令改正に賛成する。 なお、政府全体において行政のデジタル化等が進められていることが改正理由のようであるが、だとすれば、「税務」以上にデジタル技術が駆使されている「金融」を監督するためには、「財務専門官」の試験科目に情報通信工学などのデジタル技術に関連する科目を試験科目として必修にするべきと考える。むしろ「税務」以上に優先すべき改正だと思われる	無

			るので、ぜひ、この機会に「財務専門官」にも「情報処理に関して必要な知識」を加える改正を同時に行ってほしい。	
		当局の考え方	財務専門官採用試験の対象官職は「財務局（財務省の地方支分部局）や沖縄総合事務局における国の予算の執行に関する実地監査、国有財産の管理及び処分並びに金融機関の検査その他の監督の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする官職」であり、金融の監督に限らず幅広い業務があることを踏まえ、同試験により確保すべき人材に求められる専門的な知識については、本政令において「財政又は金融に関する分野における知識及びその関連分野における知識」とされています。	
3	—	御意見	政令改正の内容に賛成するが、情報処理に関する知識が求められるのは、国税専門官だけでなく、他のすべての国家公務員にも共通するので、すべての国家公務員についても同じ改正をして、来年度の国家公務員試験から導入するべきである。	無
		当局の考え方	国家公務員採用試験においてデジタルの知識を問う試験は、現在でも総合職試験デジタル区分や一般職試験デジタル・電気・電子区分があり、国の機関において採用が可能となっています。	
4	個人	御意見	「情報処理に関する必要な知識」が具体的にどんなものか、国税専門官として、本当に必要な知識なのか、説明をお願いします。	無
		当局の考え方	本政令は、試験機関である人事院に対して採用試験の方法、試験科目、合格者の決定の方法、毎年の試験問題の作成等の基礎となるものとして、採用試験により確保すべき人材に関する事項を示すものですが、「情報処理に関して必要な知識」とは、採用後の研修や職務経験を通じて「情報処理に関する知識」を習得するための基礎となる知識であり、数学系の科目が想定されています。（具体的な試験科目等については人事院において定めることとなります。） 税務行政においては、電子申告、電子納税、電子帳簿等保存制度など、納税者がICTを利用して税務手続を行えるよう環境整備を進めてきたところ、「情報処理に関する知識」を持つ人材が必要となっているところです。	
5	個人	御意見	本改正に賛成である。 より能率的な職員の確保が見込めるようになると思われた。	無

		当局の 考え方	本改正案に対する賛同意見として承ります。	
--	--	------------	----------------------	--

○提出意見数：5件